

防衛省職員生活協同組合

長期生命共済契約転換に関する細則

(平成 17 年 12 月 16 日制定)

一部改正 平成 19 年 4 月 18 日
平成 25 年 2 月 28 日
平成 26 年 7 月 9 日
平成 28 年 3 月 1 日
平成 29 年 6 月 22 日
令和 元年 5 月 7 日
令和 2 年 3 月 9 日
令和 3 年 10 月 25 日
令和 6 年 2 月 29 日

(定義)

第 1 条 この細則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 「転換」とは、転換前契約の責任準備金等を転換後契約に充当して転換後契約に移行することをいう。
- (2) 「転換前契約」とは、防衛省職員生活協同組合長期生命共済事業規約（平成 5 年 8 月 17 日制定。以下「長期生命規約」という。）に基づいて締結された満期年齢が 80 歳の長期生命共済契約（以下「80 長期生命」という。）をいう。
- (3) 「転換後契約」とは、転換前契約の契約者が令和 2 年 7 月 1 日から適用の長期生命規約に基づいて締結される満期年齢が 85 歳の長期生命共済契約（以下「85 長期生命」という。）をいう。
- (4) 「転換日」とは、長期生命規約第 52 条第 2 項第 1 号の転換後契約の契約日をいい、転換を申請した日の直後の転換前契約の保障開始応当日とする。
- (5) 「転換価格」とは、転換前契約の転換日における責任準備金等の額をいう。
- (6) 「責任準備金等」とは、責任準備金及び積立割戻金をいう。
- (7) 「長期生命細則」とは、防衛省職員生活協同組合長期生命共済事業細則（平成 5 年 8 月 17 日制定）をいう。
- (8) 「長期生命規則」とは、防衛省職員生活協同組合長期生命共済事業事務取扱規則（平成 17 年 12 月 16 日制定）をいう。

(適用)

第 2 条 転換前契約の保障期間契約者から転換後契約の保障期間への転換の申出があり組合がこれを承諾するときは、契約者に対し次条以下の規定を適用する。

(転換の条件)

第 3 条 転換前契約から転換後契約に転換するときは、長期生命規約第 52 条第 2 項の規定を満たしていることを要する。

2 転換後契約の入院共済金の通算給付日数の算定においては、転換前契約で給付を受けた日数と合算する。

- 3 長期生命規約第 52 条第 2 項第 1 号に規定する転換前契約の保障期間満了の日までの期間が 2 年以上あることの規定は、令和 2 年 7 月 1 日時点で満期まで 2 年未満の長期生命共済契約者には適用しない。

(転換後契約のコース及び口数)

第 4 条 長期生命規約第 52 条第 2 項第 4 号の規定に基づく転換前契約と転換後契約とのコース及び口数の関係は次のとおりとする。

○ 転換コース及び口数関係表（80 長期生命から 85 長期生命へ）

コース	転換前契約（80歳満期）			転換後契約（85歳満期）		
	死亡保障	入院保障	プラン	死亡保障	入院保障	プラン
本人コース 〔Ⅰ型〕	1 口	1 口	I－1 A	1 口	1 口	I－1 A
		2 口	I－1 B		2 口	I－1 B
	3 口	1 口	I－3 A	3 口	1 口	I－3 A
		2 口	I－3 B		2 口	I－3 B
	5 口	1 口	I－5 A	5 口	1 口	I－5 A
		2 口	I－5 B		2 口	I－5 B
本人・配偶者 コース 〔Ⅱ型〕	1 口	1 口	Ⅱ－1 A	1 口	1 口	Ⅱ－1 A
		2 口	Ⅱ－1 B		2 口	Ⅱ－1 B
	3 口	1 口	Ⅱ－3 A	3 口	1 口	Ⅱ－3 A
		2 口	Ⅱ－3 B		2 口	Ⅱ－3 B
	5 口	1 口	Ⅱ－5 A	5 口	1 口	Ⅱ－5 A
		2 口	Ⅱ－5 B		2 口	Ⅱ－5 B
配偶者分	1 口	1 口	Ⅱ－1 A	1 口	1 口	Ⅱ－1 A
		2 口	Ⅱ－1 B		2 口	Ⅱ－1 B
	3 口	1 口	Ⅱ－3 A	3 口	1 口	Ⅱ－3 A
		2 口	Ⅱ－3 B		2 口	Ⅱ－3 B
	5 口	1 口	Ⅱ－5 A	5 口	1 口	Ⅱ－5 A
		2 口	Ⅱ－5 B		2 口	Ⅱ－5 B

- 2 転換前契約の本人・配偶者コースの契約者の配偶者が死亡等により配偶者に係る部分の共済契約が消滅している場合は、転換後契約は本人コースとする。
- 3 転換前契約の本人・配偶者コースにおいて契約者の死亡等があった場合で配偶者に係る契約が存続しているときは、転換後契約は本人・配偶者コースの配偶者部分に係るものとする。

(転換価格及び掛金額)

第 5 条 組合は、転換価格を転換後契約の掛金である保障必要原資額に充当する。

この場合において、転換前契約の本人・配偶者コースの被共済者が配偶者のみになっているときは、転換価格及び転換後契約の保障必要原資額はその配偶者分とする。

- 2 前項の転換価格のうち、責任準備金額は別表第 1、転換後契約の保障必要原資額は別表第 2 のとおりとする。
- 3 前項における責任準備金額は、長期生命細則第 12 条の規定により算出された転換日に対応する金額とし、保障必要原資額は転換日における契約者の満年齢に対応する金額とする。

4 第1項の場合において、転換価格が転換後契約の保障必要原資額に達していないときは、契約者は、その差額（以下「一時払掛金」という。）を組合に払い込むものとし、また、転換価格が転換後契約の保障必要原資額を超えているときは、組合は、その超過額を契約者に返戻する。

（転換の申込み）

第6条 転換前契約の契約者が転換を申し込むときは、当該契約者は、別紙第1「長期生命共済契約申込書（転換）」（以下「転換申込書」という。）を組合に提出する。

2 組合は、転換申込書の提出を受理したときは、転換前契約の解約申込みと転換後契約の契約申込みが同時に行われたものとして取り扱う。

3 組合は、転換申込書を受理したときは、内容を審査し諾否を決定する。

（一時払掛金の払込み）

第7条 組合は、前条に定める転換申込みを承諾したときは、転換価格が第5条第4項に規定する保障必要原資額に達していないときはその差額について、別紙第2「長期生命共済一時払掛金払込通知書」（以下「一時払掛金払込通知書」という。）により契約者に通知する。

2 契約者は、前項の一時払掛金払込通知書に基づき当該掛金を転換日までに払い込まなければならない。

（超過額の払戻し）

第8条 組合は、第6条に定める転換申込みを承諾した場合で、転換日の責任準備金が転換後契約の保障必要原資額を超えていた場合は、その超過額の払戻しを別紙第3「長期生命共済転換契約払戻金支払通知書」により契約者に通知するとともに、転換日後に、契約者が指定する銀行等に送金する。

（転換後契約の成立）

第9条 転換後契約は、転換価格が保障必要原資額に達していない場合は第7条に規定する一時払掛金が振り込まれた日に成立し、転換価格が保障必要原資額を超えている場合は転換日に成立する。

（転換後契約の効力）

第10条 前条の規定により契約が成立したときは、転換後契約は、転換日の午前零時から効力を生じ、共済期間満了の日の午後12時に終了する。

（転換前契約の消滅）

第11条 転換前契約は、転換日の前日の午後12時に消滅する。

（退職組合員証兼承諾書の交付）

第12条 組合は、転換後契約が成立したときは、長期生命規則の定めるところにより転換後契約に係る退職組合員証兼長期生命共済契約承諾書を作成し、契約者に交付する。

（死亡共済金等受取人の取扱い）

第13条 死亡共済金等の受取人が転換前契約と転換後契約とで異なるときは、転換後契約の受取人に変更されたものとする。

ただし、第16条第1項の規定により転換前契約が消滅しない場合は、受取人は転換前契約の者とする。

（転換後契約の無効）

第14条 被共済者が転換日の前日までに死亡又は重度障害の状態になったときは、被共済者に係る転換後契約は無効とする。

（転換後契約の解除）

第15条 組合は、転換後契約が長期生命規約第52条第2項に抵触するときは、これを解除することができる。

(無効等の取扱い)

第16条 組合は、第14条又は第15条の規定により転換後契約が無効又は解除となった場合には、転換前契約が継続しているものとして取り扱う。

- 2 前項の場合、組合は第7条第2項の規定により払い込まれた一時払掛金相当額を契約者に返還し、契約者は第8条の規定により受領した払戻金を組合に返還しなければならない。
- 3 組合は、前項の払戻金を回収できないときは、第5条の規定により組合が受領している保障必要原資額を契約者に支払い、転換前契約を解除することができる。
- 4 組合は、第1項の場合、転換後契約に基づいて既に支払われた共済金の返還を請求することができる。

附 則 (平成17年12月16日)

- 1 この細則は、平成18年1月1日から施行する。
- 2 この細則の第3条に規定する転換条件のうち同条第1項第1号については、平成19年7月1日から適用する(転換条件に関する経過措置)。

附 則 (平成19年4月18日)

この細則は、平成19年4月18日から施行し、同年1月9日から適用する。

附 則 (平成25年2月28日)

この細則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年7月9日)

この細則は、平成26年7月1日から適用する。

附 則 (平成28年3月1日)

この細則は、平成26年11月17日から適用する。

附 則 (平成29年6月22日)

この細則は、平成29年6月30日から施行する。

附 則 (令和元年5月7日)

- 1 この細則は、平成30年10月19日(長期生命共済事業規約の認可日)から施行し、令和2年7月1日から適用する。
- 2 前項の適用日現在、現に存する据置期間及び保障期間に係る共済契約については、転換の手続きがない限り、その共済期間の満了に至るまで従前の例による。
- 3 70 長期生命を転換前契約、80 長期生命を転換後契約とする契約転換の取扱いは令和2年6月30日で終了する。

附 則 (令和2年3月9日)

この細則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年10月25日)

この細則は、厚生労働大臣の認可を受けた日(令和3年10月15日)から施行し、令和4年1月1日から適用する。

附 則 (令和6年2月29日)

この細則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、事務局移転に係る事項は令和6年3月4日から適用する。

- 別紙第 1 長期生命共済契約申込書（転換）
- 別紙第 2 長期生命共済一時払掛金払込通知書
- 別紙第 3 長期生命共済転換契約払戻金支払通知書
- 別表第 1 転換前契約の転換価格例表（責任準備金部分）
- 別表第 2 転換後契約の保障必要原資額表

長期生命共済契約申込書（転換）

提出用

本人控

私は、防衛省職員生活協同組合長期生命共済事業規約、同事業細則及び同契約転換に関する細則を本契約の内容とすることを了承のうえ、現在契約中の長期生命共済を改正された長期生命共済に転換することを申し込みます。

※訂正の場合は、訂正箇所を二重線で抹消のうえ、訂正箇所付近に訂正署名（フルネーム）をご記入ください。

契 約 者 番 号								申 込 日		年 齢			
								年 月 日					
現 在 の 健 康 状 態								現 在 の 契 約 内 容					
(本人・配偶者コースの方は配偶者様も含みます。)								コ ー ス		入院保障口数		死亡保障口数	
1 入院していない								1 本人コース		1 1口		1 1口	
2 入院中								2 本人・配偶者コース		2 2口		3 3口	
										5 5口			
過去3年以内の入院共済金の未請求								1 あり 2 なし		転換前の入院は改正長期生命では保障できませんので、未請求の入院がある場合は転換前に請求を済ませてください。			

1 契約者（被共済者）

※該当事項を記入し、○印を付してください。

フリガナ		生 年 月 日
姓（自署）	名（自署）	年 月 日

2 申込内容

コ ー ス	入院保障口数	死亡保障口数
1 本人コース	1 1口	1 1口
2 本人・配偶者コース	2 2口	3 3口
		5 5口

※転換後契約のコース、口数は、現在の契約内容と同じになります。細部は、転換のお知らせ等をご覧ください。

3 契約者住所

〒	—	電話番号		携帯番号	
フリガナ					
住 所					

4 死亡共済金等受取人

契 約 者 分			配 偶 者 分		
フリガナ		続 柄	フリガナ		続 柄
姓	名	1 配偶者 2 子 3 父母 4 兄弟姉妹 5 その他	姓	名	1 配偶者 2 子 3 父母 4 兄弟姉妹 5 その他
1 大正 3 平成 2 昭和 4 令和	年 月 日生		1 大正 3 平成 2 昭和 4 令和	年 月 日生	
住所 〒			住所 〒		
電話番号 携帯番号			電話番号 携帯番号		

◆あなたの個人情報、各種共済契約の引き受け、継続、維持管理及び共済金等の支払いのために利用します。
また、利用目的を達成するため職域の厚生担当部署と連携する場合には、その情報を提供します。

年 月 日、申込者が自署されたことを確認しました。 (印)

--

契約者番号	
氏 名	
生 年 月 日	

防衛省職員生活協同組合理事長

印

長期生命共済一時払掛金払込通知書

ご契約ありがとうございます。

転換契約にあたり、保障必要原資額と転換価格との差額が、あなた様の選定された共済契約に対しお支払いいただく一時払掛金額になります。同封の振込依頼書によりお振込みください。

記

(現在)

項 目	金 額 等
確 定 コ ー ス ・ 口 数	コース 入院保障 口 死亡保障 口
保 障 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
保 障 年 数	年間
保 障 必 要 原 資 額 (a)	円
責任準備金(解約返戻金) (b)	円
積 立 割 戻 金 (c)	円
一時払掛金額(振込額) (d=a-b-c)	円

- この払込通知書に基づいて振り込まれた際に発行される銀行振込の領収書（振込金（兼手数料）受領書）は、振込みの証拠書類として退職組合員証兼承諾書が届くまで大切に保管してください。
- 振込は銀行、信用金庫等で行ってください。
- 振込時期は転換契約の保障開始日までとなっておりますが、特別な理由によりお振込みが遅れる場合は下記にご連絡ください。

防衛省職員生活協同組合 長期生命共済部

TEL 03-5227-1610 コールセンター 0120-079-931

--

契約者番号	
氏 名	
生 年 月 日	

防衛省職員生活協同組合理事長

印

長期生命共済転換契約払戻金支払通知書

ご契約ありがとうございます。

転換契約にあたり、転換価格が保障必要原資額（掛金額）を超過しました。

下記により振り込みますのでご確認ください。

記

(現在)

振 込 先	
振 込 年 月 日	年 月 日
契約コース・口数	コース 入院保障： 口 死亡保障： 口
保 障 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
保 障 年 数	年間
保障必要原資額 (a)	円
責 任 準 備 金 (解約返戻金) (b)	円
払 戻 金 額 (c=b-a)	円

お問合せは下記にご連絡ください。

防衛省職員生活協同組合 長期生命共済部

TEL 03-5227-1610 コールセンター 0120-079-931

転換前契約の転換価格例表（責任準備金部分）

別表第1

D表（保障開始日：平成18年2月1日～令和2年6月1日）

予定利率：1.2%

転換日 年 齢	本人コース					
	1 口	3 口	5 口	1 口	3 口	5 口
	1 口 日額 5,000円			2 口 日額 10,000円		
54歳	1,103,036	1,451,946	1,800,856	1,765,626	2,114,536	2,463,446
55歳	1,099,236	1,441,112	1,782,988	1,756,833	2,098,709	2,440,585
56歳	1,091,938	1,425,794	1,759,650	1,741,310	2,075,166	2,409,022
57歳	1,084,545	1,409,315	1,734,085	1,725,888	2,050,658	2,375,428
58歳	1,077,056	1,391,540	1,706,024	1,710,600	2,025,084	2,339,568
59歳	1,069,457	1,372,439	1,675,421	1,695,421	1,998,403	2,301,385
60歳	1,061,737	1,351,941	1,642,145	1,680,341	1,970,545	2,260,749
61歳	1,048,463	1,324,397	1,600,331	1,654,559	1,930,493	2,206,427
62歳	1,034,928	1,294,762	1,554,596	1,628,761	1,888,595	2,148,429
63歳	1,021,104	1,262,670	1,504,236	1,602,992	1,844,558	2,086,124
64歳	1,006,955	1,227,593	1,448,231	1,577,326	1,797,964	2,018,602
65歳	992,438	1,189,148	1,385,858	1,551,772	1,748,482	1,945,192
66歳	966,817	1,133,507	1,300,197	1,505,813	1,672,503	1,839,193
67歳	940,336	1,072,954	1,205,572	1,459,276	1,591,894	1,724,512
68歳	912,861	1,006,813	1,100,765	1,412,043	1,505,995	1,599,947
69歳	884,231	934,201	984,171	1,363,994	1,413,964	1,463,934
70歳	854,262	854,262	854,262	1,314,943	1,314,943	1,314,943
71歳	809,481	809,481	809,481	1,238,128	1,238,128	1,238,128
72歳	762,297	762,297	762,297	1,158,646	1,158,646	1,158,646
73歳	712,284	712,284	712,284	1,075,992	1,075,992	1,075,992
74歳	658,893	658,893	658,893	989,534	989,534	989,534
75歳	601,443	601,443	601,443	898,477	898,477	898,477
76歳	519,744	519,744	519,744	763,127	763,127	763,127
77歳	430,865	430,865	430,865	618,378	618,378	618,378
78歳	333,007	333,007	333,007	461,889	461,889	461,889
79歳	223,779	223,779	223,779	290,509	290,509	290,509
80歳	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000

転換日 年 齢	本人・配偶者コース					
	1 口	3 口	5 口	1 口	3 口	5 口
	1 口 日額 5,000円			2 口 日額 10,000円		
54歳	1,983,402	2,463,632	2,943,862	3,299,769	3,779,999	4,260,229
55歳	1,972,292	2,441,520	2,910,748	3,276,122	3,745,350	4,214,578
56歳	1,957,553	2,414,375	2,871,197	3,245,629	3,702,451	4,159,273
57歳	1,942,585	2,385,533	2,828,481	3,215,108	3,658,056	4,101,004
58歳	1,927,389	2,354,905	2,782,421	3,184,574	3,612,090	4,039,606
59歳	1,908,479	2,319,005	2,729,531	3,147,054	3,557,580	3,968,106
60歳	1,889,253	2,281,145	2,673,037	3,109,364	3,501,256	3,893,148
61歳	1,864,263	2,235,575	2,606,887	3,060,708	3,432,020	3,803,332
62歳	1,838,790	2,187,170	2,535,550	3,011,772	3,360,152	3,708,532
63歳	1,812,797	2,135,547	2,458,297	2,962,586	3,285,336	3,608,086
64歳	1,780,826	2,074,624	2,368,422	2,902,433	3,196,231	3,490,029
65歳	1,748,121	2,009,193	2,270,265	2,841,938	3,103,010	3,364,082
66歳	1,703,898	1,925,166	2,146,434	2,760,573	2,981,841	3,203,109
67歳	1,658,359	1,834,617	2,010,875	2,678,145	2,854,403	3,030,661
68歳	1,611,324	1,736,674	1,862,024	2,594,501	2,719,851	2,845,201
69歳	1,551,862	1,618,382	1,684,902	2,488,496	2,555,016	2,621,536
70歳	1,490,213	1,490,213	1,490,213	2,380,427	2,380,427	2,380,427
71歳	1,412,815	1,412,815	1,412,815	2,243,424	2,243,424	2,243,424
72歳	1,331,967	1,331,967	1,331,967	2,102,465	2,102,465	2,102,465
73歳	1,247,131	1,247,131	1,247,131	1,956,900	1,956,900	1,956,900
74歳	1,144,550	1,144,550	1,144,550	1,779,807	1,779,807	1,779,807
75歳	1,036,060	1,036,060	1,036,060	1,595,610	1,595,610	1,595,610
76歳	901,204	901,204	901,204	1,364,267	1,364,267	1,364,267
77歳	756,669	756,669	756,669	1,120,195	1,120,195	1,120,195
78歳	600,197	600,197	600,197	860,462	860,462	860,462
79歳	409,887	409,887	409,887	543,347	543,347	543,347
80歳	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000

転換日 年 齢	配偶者分					
	1 口	3 口	5 口	1 口	3 口	5 口
	1 口 日額 5,000円			2 口 日額 10,000円		
54歳	880,366	1,011,686	1,143,006	1,534,143	1,665,463	1,796,783
55歳	873,056	1,000,408	1,127,760	1,519,289	1,646,641	1,773,993
56歳	865,615	988,581	1,111,547	1,504,319	1,627,285	1,750,251
57歳	858,040	976,218	1,094,396	1,489,220	1,607,398	1,725,576
58歳	850,333	963,365	1,076,397	1,473,974	1,587,006	1,700,038
59歳	839,022	946,566	1,054,110	1,451,633	1,559,177	1,666,721
60歳	827,516	929,204	1,030,892	1,429,023	1,530,711	1,632,399
61歳	815,800	911,178	1,006,556	1,406,149	1,501,527	1,596,905
62歳	803,862	892,408	980,954	1,383,011	1,471,557	1,560,103
63歳	791,693	872,877	954,061	1,359,594	1,440,778	1,521,962
64歳	773,871	847,031	920,191	1,325,107	1,398,267	1,471,427
65歳	755,683	820,045	884,407	1,290,166	1,354,528	1,418,890
66歳	737,081	791,659	846,237	1,254,760	1,309,338	1,363,916
67歳	718,023	761,663	805,303	1,218,869	1,262,509	1,306,149
68歳	698,463	729,861	761,259	1,182,458	1,213,856	1,245,254
69歳	667,631	684,181	700,731	1,124,502	1,141,052	1,157,602
70歳	635,951	635,951	635,951	1,065,484	1,065,484	1,065,484
71歳	603,334	603,334	603,334	1,005,296	1,005,296	1,005,296
72歳	569,670	569,670	569,670	943,819	943,819	943,819
73歳	534,847	534,847	534,847	880,908	880,908	880,908
74歳	485,657	485,657	485,657	790,273	790,273	790,273
75歳	434,617	434,617	434,617	697,133	697,133	697,133
76歳	381,460	381,460	381,460	601,140	601,140	601,140
77歳	325,804	325,804	325,804	501,817	501,817	501,817
78歳	267,190	267,190	267,190	398,573	398,573	398,573
79歳	186,108	186,108	186,108	252,838	252,838	252,838
80歳	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000

転換後契約の保障必要原資額表

【本人コース】

転換日年齢	I－1 A	I－3 A	I－5 A	I－1 B	I－3 B	I－5 B
53	1,198,162	1,518,488	1,850,314	1,973,480	2,206,962	2,538,788
54	1,190,590	1,503,809	1,827,767	1,957,444	2,186,124	2,510,082
55	1,182,978	1,488,330	1,803,614	1,941,364	2,164,716	2,480,000
56	1,173,306	1,469,917	1,775,617	1,921,201	2,138,605	2,444,305
57	1,163,583	1,450,505	1,745,639	1,900,974	2,111,750	2,406,884
58	1,153,809	1,430,065	1,713,631	1,880,679	2,084,119	2,367,685
59	1,143,981	1,408,578	1,679,566	1,860,308	2,055,681	2,326,669
60	1,134,100	1,385,879	1,643,113	1,839,863	2,026,321	2,283,555
61	1,120,124	1,357,351	1,599,089	1,811,284	1,987,532	2,229,270
62	1,106,073	1,326,971	1,551,453	1,782,599	1,947,289	2,171,771
63	1,091,942	1,294,466	1,499,676	1,753,799	1,905,373	2,110,583
64	1,077,731	1,259,752	1,443,618	1,724,870	1,861,685	2,045,551
65	1,063,440	1,222,747	1,383,143	1,695,794	1,816,126	1,976,522
66	1,044,822	1,178,693	1,313,061	1,658,076	1,759,733	1,894,101
67	1,026,104	1,131,548	1,237,108	1,620,147	1,700,703	1,806,263
68	1,007,288	1,081,070	1,154,852	1,581,987	1,638,791	1,712,573
69	988,171	1,026,877	1,065,583	1,543,581	1,573,649	1,612,355
70	968,571	968,571	968,571	1,504,903	1,504,903	1,504,903
71	940,742	940,742	940,742	1,450,913	1,450,913	1,450,913
72	912,031	912,031	912,031	1,396,546	1,396,546	1,396,546
73	882,293	882,293	882,293	1,341,784	1,341,784	1,341,784
74	851,391	851,391	851,391	1,286,609	1,286,609	1,286,609
75	819,128	819,128	819,128	1,231,017	1,231,017	1,231,017
76	774,595	774,595	774,595	1,154,447	1,154,447	1,154,447
77	727,542	727,542	727,542	1,077,414	1,077,414	1,077,414
78	677,327	677,327	677,327	999,990	999,990	999,990
79	623,116	623,116	623,116	918,768	918,768	918,768
80	563,904	563,904	563,904	832,663	832,663	832,663
81	476,876	476,876	476,876	697,182	697,182	697,182
82	380,199	380,199	380,199	550,285	550,285	550,285
83	271,146	271,146	271,146	388,500	388,500	388,500
84	146,062	146,062	146,062	207,174	207,174	207,174
85	0	0	0	0	0	0

【本人・配偶者コース】

転換日年齢	Ⅱ－１Ａ	Ⅱ－３Ａ	Ⅱ－５Ａ	Ⅱ－１Ｂ	Ⅱ－３Ｂ	Ⅱ－５Ｂ
53	2, 118, 501	2, 587, 665	3, 068, 329	3, 589, 579	3, 948, 782	4, 429, 446
54	2, 101, 724	2, 558, 931	3, 026, 877	3, 555, 169	3, 905, 850	4, 373, 796
55	2, 084, 822	2, 528, 940	2, 982, 990	3, 520, 623	3, 861, 950	4, 316, 000
56	2, 065, 768	2, 495, 509	2, 934, 339	3, 481, 902	3, 812, 913	4, 251, 743
57	2, 046, 568	2, 460, 564	2, 882, 772	3, 443, 025	3, 762, 684	4, 184, 892
58	2, 027, 217	2, 424, 085	2, 828, 263	3, 403, 985	3, 711, 232	4, 115, 410
59	2, 005, 684	2, 384, 037	2, 768, 781	3, 360, 733	3, 654, 475	4, 039, 219
60	1, 983, 977	2, 342, 314	2, 706, 106	3, 317, 287	3, 596, 344	3, 960, 136
61	1, 958, 051	2, 294, 272	2, 635, 004	3, 265, 593	3, 528, 310	3, 869, 042
62	1, 931, 915	2, 243, 833	2, 559, 335	3, 213, 671	3, 458, 300	3, 773, 802
63	1, 905, 545	2, 190, 543	2, 478, 227	3, 161, 517	3, 385, 961	3, 673, 645
64	1, 874, 846	2, 129, 923	2, 386, 845	3, 101, 037	3, 302, 822	3, 559, 744
65	1, 843, 841	2, 066, 072	2, 289, 392	3, 040, 248	3, 216, 923	3, 440, 243
66	1, 808, 267	1, 994, 186	2, 180, 602	2, 970, 653	3, 119, 254	3, 305, 670
67	1, 772, 336	1, 918, 190	2, 064, 160	2, 900, 680	3, 017, 969	3, 163, 939
68	1, 736, 033	1, 837, 771	1, 939, 509	2, 830, 310	2, 912, 755	3, 014, 493
69	1, 694, 846	1, 748, 080	1, 801, 314	2, 751, 036	2, 794, 552	2, 847, 786
70	1, 652, 779	1, 652, 779	1, 652, 779	2, 671, 280	2, 671, 280	2, 671, 280
71	1, 602, 053	1, 602, 053	1, 602, 053	2, 576, 000	2, 576, 000	2, 576, 000
72	1, 549, 965	1, 549, 965	1, 549, 965	2, 480, 133	2, 480, 133	2, 480, 133
73	1, 496, 305	1, 496, 305	1, 496, 305	2, 383, 658	2, 383, 658	2, 383, 658
74	1, 433, 271	1, 433, 271	1, 433, 271	2, 271, 395	2, 271, 395	2, 271, 395
75	1, 368, 034	1, 368, 034	1, 368, 034	2, 157, 846	2, 157, 846	2, 157, 846
76	1, 289, 560	1, 289, 560	1, 289, 560	2, 022, 319	2, 022, 319	2, 022, 319
77	1, 207, 516	1, 207, 516	1, 207, 516	1, 885, 197	1, 885, 197	1, 885, 197
78	1, 121, 112	1, 121, 112	1, 121, 112	1, 746, 389	1, 746, 389	1, 746, 389
79	1, 018, 812	1, 018, 812	1, 018, 812	1, 581, 367	1, 581, 367	1, 581, 367
80	909, 430	909, 430	909, 430	1, 409, 089	1, 409, 089	1, 409, 089
81	769, 659	769, 659	769, 659	1, 184, 511	1, 184, 511	1, 184, 511
82	617, 102	617, 102	617, 102	944, 921	944, 921	944, 921
83	448, 336	448, 336	448, 336	686, 003	686, 003	686, 003
84	237, 939	237, 939	237, 939	360, 163	360, 163	360, 163
85	0	0	0	0	0	0

【配偶者分】

転換日年齢	Ⅱ－１Ａ	Ⅱ－３Ａ	Ⅱ－５Ａ	Ⅱ－１Ｂ	Ⅱ－３Ｂ	Ⅱ－５Ｂ
53	920,339	1,069,177	1,218,015	1,616,099	1,741,820	1,890,658
54	911,134	1,055,122	1,199,110	1,597,725	1,719,726	1,863,714
55	901,844	1,040,610	1,179,376	1,579,259	1,697,234	1,836,000
56	892,462	1,025,592	1,158,722	1,560,701	1,674,308	1,807,438
57	882,985	1,010,059	1,137,133	1,542,051	1,650,934	1,778,008
58	873,408	994,020	1,114,632	1,523,306	1,627,113	1,747,725
59	861,703	975,459	1,089,215	1,500,425	1,598,794	1,712,550
60	849,877	956,435	1,062,993	1,477,424	1,570,023	1,676,581
61	837,927	936,921	1,035,915	1,454,309	1,540,778	1,639,772
62	825,842	916,862	1,007,882	1,431,072	1,511,011	1,602,031
63	813,603	896,077	978,551	1,407,718	1,480,588	1,563,062
64	797,115	870,171	943,227	1,376,167	1,441,137	1,514,193
65	780,401	843,325	906,249	1,344,454	1,400,797	1,463,721
66	763,445	815,493	867,541	1,312,577	1,359,521	1,411,569
67	746,232	786,642	827,052	1,280,533	1,317,266	1,357,676
68	728,745	756,701	784,657	1,248,323	1,273,964	1,301,920
69	706,675	721,203	735,731	1,207,455	1,220,903	1,235,431
70	684,208	684,208	684,208	1,166,377	1,166,377	1,166,377
71	661,311	661,311	661,311	1,125,087	1,125,087	1,125,087
72	637,934	637,934	637,934	1,083,587	1,083,587	1,083,587
73	614,012	614,012	614,012	1,041,874	1,041,874	1,041,874
74	581,880	581,880	581,880	984,786	984,786	984,786
75	548,906	548,906	548,906	926,829	926,829	926,829
76	514,965	514,965	514,965	867,872	867,872	867,872
77	479,974	479,974	479,974	807,783	807,783	807,783
78	443,785	443,785	443,785	746,399	746,399	746,399
79	395,696	395,696	395,696	662,599	662,599	662,599
80	345,526	345,526	345,526	576,426	576,426	576,426
81	292,783	292,783	292,783	487,329	487,329	487,329
82	236,903	236,903	236,903	394,636	394,636	394,636
83	177,190	177,190	177,190	297,503	297,503	297,503
84	91,877	91,877	91,877	152,989	152,989	152,989
85	0	0	0	0	0	0

配偶者の転換日年齢は、実年齢にかかわらず契約者の年齢と同じとみなす。